



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年8月7日火曜日 第2392号

◇ 目次 ◇ 規 則

栄養士法施行細則等の一部を改正する規則..... 691

告 示

シルバー人材センター連合の従たる事務所の所在地の変更..... 698

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧... 698
土地改良事業の計画の変更の認可..... 699
指定道路の指定..... 699
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）..... 699
道路の区域変更（一般国道378号）..... 699
道路の供用開始（ " ）..... 700

規 則

○愛媛県規則第41号

栄養士法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月7日

愛媛県知事 中村時広

栄養士法施行細則等の一部を改正する規則

（栄養士法施行細則の一部改正）

第1条 栄養士法施行細則（昭和25年愛媛県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p>添付書類</p> <p>1 省略</p> <p>2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は <u>住民票の写し</u>（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）。ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3に掲げる者にあつては、<u>旅券その他の身分を証する書類の写し</u></p> <p>注 省略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>省略</p> <p>添付書類</p> <p>1 省略</p> <p>2 戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項 _____ _____ _____を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し _____</p> <p>注 省略</p>

（理容師法施行細則の一部改正）

第2条 理容師法施行細則（昭和31年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（理容所の開設）</p> <p>第1条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、理容所を開設しようとする者は、その届出書に理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>（理容所の開設）</p> <p>第1条 理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、理容所を開設しようとする者は、その届出書に理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

(1)～(3) 省略

(4) 個人にあつては理容師免許証又は理容師免許証明書の写し、
法人にあつては登記事項証明書

様式第1号(第5条関係) 理容所開設届
(表)

省略

1～6 省略

7 添付書類

(1) 理容所検査申請書(様式第4号)

(2)・(3) 省略

(4) 外国人にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

(5) 個人にあつては理容師免許証又は理容師免許証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書

注 省略

(裏)

省略	
同	検査の結果届出事項は、事実に相違なく基準に合致しているため、法第11条の2 _____ の規定による確認を行い、検査済証を交付して差し支えないでしょうか。 年 月 日起案
省略	

様式第2号(第5条関係) 理容所開設届出事項変更届
省略

開設者 住所(法人にあつては、所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び
代表者の氏名) ㊟

1・2 省略

3 変更事項(規模構造、開設者、管理理容師、理容師、その他の従業者、名称)

省略

4 省略

5 添付書類

(1) 省略

(2) 開設者の場合は、個人にあつては理容師免許証の写しその他の変更事項を証する書類、法人にあつては登記事項証明書

(3) 省略

(4) 理容師の新たな使用の場合は、理容師免許証又は理容師免許証明書の写し及び健康診断書

(5) 省略

注 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

(1)～(3) 省略

様式第1号(第5条関係) 理容所開設届
(表)

省略

1～6 省略

7 添付書類

(1) 理容所検査申請書 _____

(2)・(3) 省略

(4) 外国人にあつては、外国人登録証明書 _____

注 省略

(裏)

省略	
同	検査の結果届出事項は、事実に相違なく基準に合致しているため、法第11条の2(第12条)の規定による確認を行い、検査済証を交付して差し支えないでしょうか。 年 月 日起案
省略	

様式第2号(第5条関係) 理容所開設届出事項変更届
省略

開設者 住所 _____
氏 名 _____

1・2 省略

3 変更事項(規模構造、開設者、管理理容師、理容師 _____、名称)

省略

4 省略

5 添付書類

(1) 省略

(2) 省略

(3) 理容師の新たな使用の場合は、免許証 _____ の写し及び健康診断書

(4) 省略

(美容師法施行細則の一部改正)

第3条 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(美容所の開設) 第1条 美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)	(美容所の開設) 第1条 美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)

第11条第1項の規定により、美容所を開設しようとする者は、その届出書に美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 個人にあつては美容師免許証又は美容師免許証明書の写し、
法人にあつては登記事項証明書

様式第1号（第5条関係） 美容所開設届
（表）

省略

1～6 省略

7 添付書類

(1) 美容所検査申請書（様式第4号）

(2)・(3) 省略

(4) 外国人にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(5) 個人にあつては美容師免許証又は美容師免許証明書の写し、法人にあつては登記事項証明書

注 省略

（裏） 省略

様式第2号（第5条関係） 美容所開設届出事項変更届

省略

開設者 住所（法人にあつては、所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び
代表者の氏名）

1・2 省略

3 変更事項（規模構造、開設者、管理美容師、美容師、その他の従業者、名称）

省略

4 省略

5 添付書類

(1) 省略

(2) 開設者の場合は、個人にあつては美容師免許証の写しその他の変更事項を証する書類、法人にあつては登記事項証明書

(3) 省略

(4) 美容師の新たな使用の場合は、美容師免許証又は美容師免許証明書の写し及び健康診断書

(5) 省略

注 開設者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

第11条第1項の規定により、美容所を開設しようとする者は、その届出書に美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(3) 省略

様式第1号（第5条関係） 美容所開設届
（表）

省略

1～6 省略

7 添付書類

(1) 美容所検査申請書

(2)・(3) 省略

(4) 外国人にあつては、外国人登録証明書

注 省略

（裏） 省略

様式第2号（第5条関係） 美容所開設届出事項変更届

省略

開設者 住所
氏 名

1・2 省略

3 変更事項（規模構造、開設者、管理美容師、美容師、その他の従業者、名称）

省略

4 省略

5 添付書類

(1) 省略

(2) 開設者の場合は、個人にあつては美容師免許証の写しその他の変更事項を証する書類、法人にあつては登記事項証明書

(3) 省略

(4) 美容師の新たな使用の場合は、免許証の写し及び健康診断書

(5) 省略

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

第4条 製菓衛生師法施行細則（昭和42年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>添付書類</p>	<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>添付書類</p>

1 戸籍の謄本若しくは抄本又は _____ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）を記載したものに限る。）ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の3に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し

2 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤 _____ の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3 省略

愛媛県収入証紙

貼 付 欄

備考 省略

1 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項 _____

_____ を記載したものに限る。）又は外国人登録証明書の写し _____

2 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤 _____ の中毒者であるかないかに関する医師の診断書

3 省略

愛媛県収入証紙

ちよう付欄

備考 省略

（温泉法施行細則の一部改正）

第5条 温泉法施行細則（昭和51年愛媛県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第23号（第26条関係） 温泉成分分析機関登録申請書</p> <p>省略</p> <p>注1 次に掲げる書類等を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 住民票の写し _____（申請者が個人の場合に限る。）</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>様式第23号（第26条関係） 温泉成分分析機関登録申請書</p> <p>省略</p> <p>注1 次に掲げる書類等を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し（申請者が個人の場合に限る。）</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p>

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p>省略</p> <p>注1～9 省略</p> <p>10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）</p> <p>(12)～(16) 省略</p> <p>11～13 省略</p> <p>様式第2号（第2条関係） 廃棄物再生事業者登録申請書</p>	<p>様式第1号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設設置許可申請書</p> <p>省略</p> <p>注1～9 省略</p> <p>10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする _____。以下同じ。）</p> <p>(12)～(16) 省略</p> <p>11～13 省略</p> <p>様式第2号（第2条関係） 廃棄物再生事業者登録申請書</p>

省略

注 1 ~ 3 省略

4 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)~(6) 省略

(7) 個人の場合は、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）

(8) 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

様式第8号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略

注 1 ~ 9 省略

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)~(10) 省略

(11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

(12)~(16) 省略

11・12 省略

様式第16号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

省略

注 1 ~ 6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(5) 省略

(6) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

(7)~(11) 省略

8・9 省略

様式第17号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

省略

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者

(ふりがな)	省略	
氏名又は名称		
省略		

省略

注 1 ~ 6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合に於ては、当該法人に係る次に掲げる書類

省略

注 1 ~ 3 省略

4 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)~(6) 省略

(7) 個人の場合は、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする_____。）

(8) 法人の場合は、定款、寄附行為及び登記事項証明書

様式第8号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設変更許可申請書

省略

注 1 ~ 9 省略

10 次に掲げる書類及び図面を添付すること。

(1)~(10) 省略

(11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする_____。以下同じ。）

(12)~(16) 省略

11・12 省略

様式第16号（第2条関係） 一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書

省略

注 1 ~ 6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1)~(5) 省略

(6) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする_____。以下同じ。）

(7)~(11) 省略

8・9 省略

様式第17号（第2条関係） 合併（分割）認可申請書

省略

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において役員となる者

(ふりがな)	省略	
氏名		
省略		

省略

注 1 ~ 6 省略

7 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）

第8条第1項の許可を受けた者でない法人である場合に於ては、当該法人に係る次に掲げる書類

ア～ウ 省略

エ _____ 役員の住民票の
写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）又は登記事項証明書

オ～キ 省略

(3) 省略

8・9 省略

様式第18号（第2条関係） 相続届出書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

(3)～(7) 省略

5 省略

ア～ウ 省略

エ 法第7条第5項第4号りに規定する 役員の住民票の
写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする
_____。以下同じ。）

オ～キ 省略

(3) 省略

8・9 省略

様式第18号（第2条関係） 相続届出書

省略

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 省略

(2) 住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする
_____。以下同じ。）

(3)～(7) 省略

5 省略

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則の一部改正）

第7条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則（平成12年愛媛県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号（第2条関係） 居住地変更届（県外転入用）</p> <p>省略</p> <p>注意 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 住民票の写し _____</p> <p>(3) 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第3号（第2条、第3条関係） 居住地（氏名）変更届</p> <p>省略</p> <p>注意 1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 居住地を変更した場合にあっては、住民票の写し _____</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>注 省略</p>	<p>様式第2号（第2条関係） 居住地変更届（県外転入用）</p> <p>省略</p> <p>注意 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 住民票の写し（<u>外国人にあつては、外国人登録証明書の写し</u>）</p> <p>(3) 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第3号（第2条、第3条関係） 居住地（氏名）変更届</p> <p>省略</p> <p>注意 1 省略</p> <p>2 次に掲げる書類を添付してください。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 居住地を変更した場合にあっては、住民票の写し（<u>外国人にあつては、外国人登録証明書の写し</u>）</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>注 省略</p>

（愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部改正）

第8条 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年愛媛県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（再生輸送業者の指定の申請等）</p>	<p>（再生輸送業者の指定の申請等）</p>

第2条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）

(8)～(16) 省略

3～7 省略

様式第1号（第2条関係） 再生輸送業者指定申請書

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(8)及び(10)から(15)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

(1)～(6) 省略

(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）

(8)～(16) 省略

様式第3号（第3条関係） 再生活用業者指定申請書

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

(1)～(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）

(9)～(17) 省略

様式第5号（第4条関係） 再生利用業者変更指定申請書

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外

第2条 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1)～(6) 省略

(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする）。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）

(8)～(16) 省略

3～7 省略

様式第1号（第2条関係） 再生輸送業者指定申請書

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(8)及び(10)から(15)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

(1)～(6) 省略

(7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする）。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）

(8)～(16) 省略

様式第3号（第3条関係） 再生活用業者指定申請書

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（指定の更新を申請する場合は、次の書類及び図面のうち(9)及び(11)から(16)まで以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。）。

(1)～(7) 省略

(8) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し（本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする）。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。）

(9)～(17) 省略

様式第5号（第4条関係） 再生利用業者変更指定申請書

省略

注1～5 省略

6 次に掲げる書類及び図面を添付すること（再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(1)に掲げる書類及び図面のうちク及びコからソまでに掲げるもの以外

のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面

ア～カ 省略

キ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍(外国人にあっては、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。以下同じ。)及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)

ク～タ 省略

(2) 省略

のもの、再生活用業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合は(2)に規定する書類及び図面のうち(1)のク及びコからソまでに掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。)

(1) 再生輸送業者の産業廃棄物の種類の変更に係る申請の場合には、次の書類及び図面

ア～カ 省略

キ 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては、外国人登録証明書の写しとする

。以下同じ。)及び登記事項証明書

(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記事項証明書」という。)

ク～タ 省略

(2) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する

告 示

○愛媛県告示第1011号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において準用する同法第41条第4項の規定により、シルバー人材センター連合から次のとおり従たる事務所の所在地の変更の届出があった。

平成24年 8月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 シルバー人材センター連合の名称
公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会
2 シルバー人材センター連合の従たる事務所の所在地

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Lists address changes for various locations in Matsuyama, Imabari, and other cities.

○愛媛県告示第1012号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年 8月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(東予地方局管内)

Table with 5 columns: 発起人の住所及び氏名, 加入区, 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称. Lists fishing boat damage compensation groups in the Tokai region.

(中予地方局管内)

Table with 5 columns: 発起人の住所及び氏名, 加入区, 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称. Lists fishing boat damage compensation groups in the Nakai region.

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
大洲市長浜町下須戒甲 314番地の6 渡 壁 正 志	大洲市長浜町青島50番地 紙 本 英 則	大洲市長浜町今坊甲521番地 3 谷 上 信 行	長 浜	長浜町漁業協同組合
西宇和郡伊方町亀浦191番地 1 宮 内 功	西宇和郡伊方町亀浦544番地 武 内 数 行	西宇和郡伊方町亀浦427番地 宮 本 一 弘	有 寿 来	八幡浜漁業協同組合
宇和島市津島町針木185 山 下 浅 幸	宇和島市津島町嵐490 - 6 伊 藤 茂 樹	宇和島市津島町横浦401 中 本 喜 之	下 灘 第 二	下灘漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成24年 8 月 7 日から同年 8 月21日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部 今治支局水産課
中予地方局管内の加入区	中予地方局産業経済部 水産課
南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課

○愛媛県告示第1013号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 1 項の規定により、四国中央市妻鳥地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成24年 7 月31日認可した。

平成24年 8 月 7 日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

平成24年 8 月 7 日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第 1 項第 5 号

2 指定年月日

平成24年 7 月31日

3 指定道路の位置

四国中央市妻鳥町字上野2872番 1、2876番、2872番 1 地先農道及び2872番 1 地先水路

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 68.18メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第1014号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

○愛媛県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越字城の首720番 2 から 同町伊方越1118番 2 まで	平成24年 8 月 7 日

○愛媛県告示第1016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町俵津2番耕地467番7から 同町俵津1番耕地539番5まで	旧	メートル 8.6~14.3	キロメートル 0.097	
			新	8.6~21.2	0.097	

○愛媛県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月 7 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町俵津2番耕地467番7から 同町俵津1番耕地539番5まで	平成24年 8 月 7 日